

平成 29 年度観光いばらきホームページにおける コンテンツ強化事業委託仕様書

1 委託業務名

平成29年度観光いばらきホームページにおけるコンテンツ強化事業委託業務

2 委託業務の目的

茨城県への誘客、県産品の販路拡大及びイメージ向上を図るため、茨城県観光情報ポータルサイト「観光いばらき」(以下「ホームページ」という)を活用し、本県の魅力あるイベント情報や観光資源、県産品等の情報を発信する。

3 委託業務内容

(1) 特集記事の制作及び入稿

- ① 毎月1回以上、ホームページのメインテーマとなる特集(原稿)を作成し、ホームページの保守管理業務受託者へ入稿する。特集の内容は、観梅、ゴールデンウィーク、海水浴、紅葉等といった時季に合わせた年中行事を扱うほか、果物狩りやあんこう鍋等といった県産品を扱うこと。
- ② 4半期に1回以上、時季に合わせた広域周遊を促す魅力的なモデルコースの特集を掲載すること。
- ③ また、①及び②に掲載される情報は、既にホームページに掲載されている情報や他市町村や関係団体のホームページの情報との相違がなく、双方のページにおいて有益な内容になるよう連携を図ること。
- ④ その他、特に甲の指示するものを対象とする特集(原稿)を作成し、ホームページの保守管理業務受託者へ入稿すること。

(2) 掲載情報の収集、原稿の作成及び入稿

- ① 県内のイベント情報、観光資源(グルメ、土産物といった物産含む)の情報を収集し、原稿を作成、ホームページの保守管理業務受託者へ入稿する。
- ② 年間を通じて閲覧数の多い掲載施設等情報の集中的な精査・修正。
- ③ 掲載したイベント・施設等情報(生産者(販売者)の情報含む)を確認し、必要に応じ修正・追加・削除を実施する。(5~10件程度/月)
※③の対象施設については、契約後に別途指示する。

(3) イベント等情報の発信

- ① 情報を収集し、ホームページ上の「新着イベント情報」、「お知らせ」、「更新情報」等において、随時、県内のイベントを紹介する。
- ② 毎週末、観光いばらきメールマガジン(パソコン用、携帯電話用)を配信し、直近のイベント等を紹介する。配信者リストの管理と新規メルマガ登録者の獲得のための取り組みも併せて行う。

(4) その他インターネットを活用した情報配信

- ① 観光いばらきブログの投稿(月5回以上)
- ② 観光いばらきツイッター等ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信(随時)

(5) ホームページでのプレゼント企画の実施
ホームページでの情報発信をする上で有益な情報を得るため、アンケート等を年4回実施し、当選者に対して茨城県産品等をプレゼント(複数名に総額3~5万円程度/回)する企画を行う。

(6) ホームページのPR
本県の有する観光資源の魅力を伝えるため、日本観光振興協会の運営する「全国観るなび」等有力観光情報ポータルサイトへの投稿など、ホームページ(掲載情報を含む)への誘導を拡大させること。

4 業務実施上の留意点

(1) 市町村、商工観光関連団体、観光関連施設及び生産者(出店者)の情報を随時収集、発信できる体制の構築を図ること。なお、情報の発信についてはできる限り、当事者が直接情報を発信するような仕組みづくりをすること。

(2) 受託者(乙)は、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会(甲)、(一社)茨城県観光物産協会及び茨城県東京事務所との連携を密にし、できる限り情報を共有すること。

(3) 情報の収集・発信には、それぞれに応じたターゲット(対象)を意識して行うこと。

(4) 特集等の掲載にあたって、乙はホームページ保守管理業者に原稿を渡し、ホームページ保守管理業者がHTMLの作成等必要な作業を行うこと。

(5) 特集の制作は、公開後、通年での閲覧に耐えうる内容とすること。

(6) 取材先との調整(ホームページへの掲載の許可含む)は乙が行うこと。

(7) プレゼント企画に使用する景品類の確保は乙が行うこと。

(8) 委託業務終了後すみやかに甲に引き継ぐことのできるよう、取材先の連絡先リスト等を作成し提出すること。

5 成果品の提出

HDD、DVD-Rなどの記録媒体に保存し提出すること。

6 活動実績

各月分の情報配信等の実績を翌月7日までに報告する。

7 著作権について

乙はこの委託業務において得られた写真、作成された文章・画像を甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、作成された文章・画像に係る著作権は甲に属するものとする。

8 その他

本委託仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定することとする。

る。ただし、甲乙間の協議でも疑義が解決しないときは、乙は甲の指示に従うこととする。